

第1章 総論

(1) 改定の背景と目的

少子高齢化が急速に進行し、超高齢社会を迎えた我が国では、高齢者や障がい者等を含めたあらゆる人たちが同じように生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの考え方が求められています。

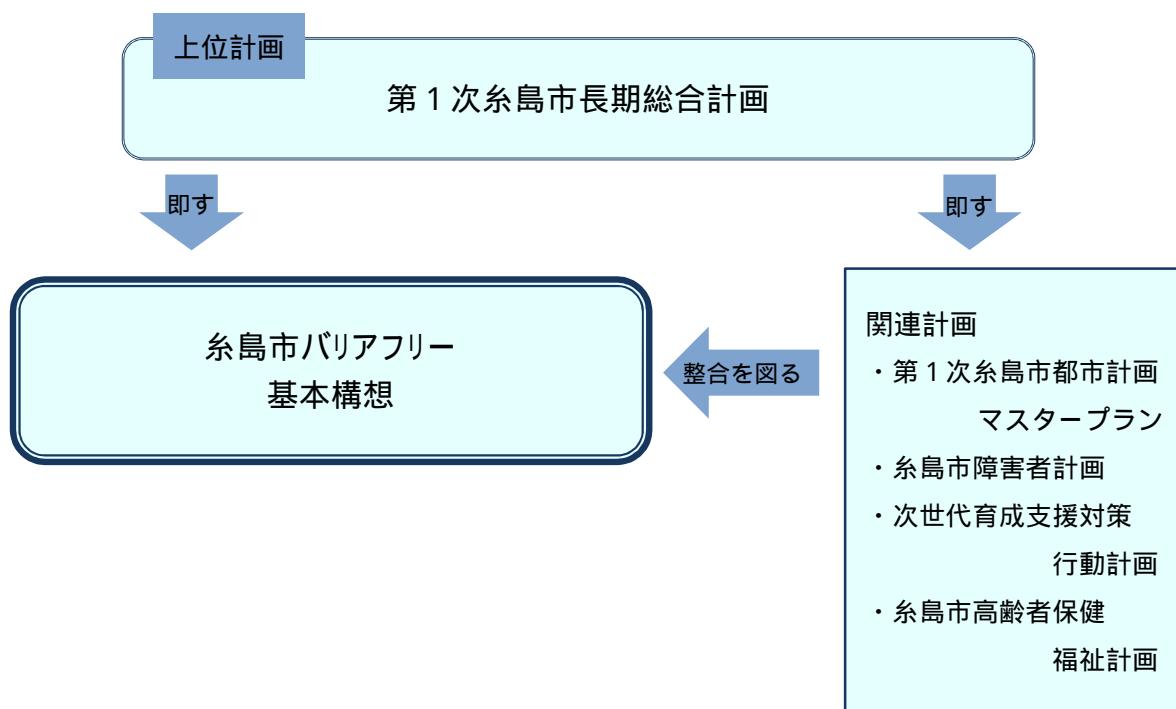
旧前原市においては、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」といいます。)に基づいて、旅客施設及びその周辺の移動経路を構成する道路、駅前広場等について一体的にバリアフリー化を進めることを目的とした「前原市交通バリアフリー基本構想」(以下「旧基本構想」といいます。)を平成17年に策定し、バリアフリー化の促進に努めてきました。

その後、道路や施設の整備に加えて、バリアフリー化に対する理解と協力を促進し、ハード・ソフト両面で一体的・総合的にバリアフリー化を図る「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」といいます。)が平成18年12月に施行されました。

今回の改定は、旧基本構想のバリアフリー新法への対応を図るとともに、公共施設の移転等に伴う前原・波多江駅周辺の重点整備地区の一部見直しと新駅周辺のバリアフリー化を促進するために重点整備地区を追加するものです。

(2) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、上位計画となる「第1次糸島市長期総合計画」に即し、また、「第1次糸島市都市計画マスタープラン」や「糸島市障害者計画」等の関連計画と整合を図るものとしてします。



(3) 計画期間

計画期間は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次、第1次長期総合計画の計画期間に合わせて平成28年度から平成32年度の5年間とし、実施可能なものから順次取り組むものとしてします。なお、平成32年度までに整備が完了しないものについては、計画期間後も実現に向けて継続的に推進するものとしてします。

今後、関連する諸計画の見直し、社会情勢の変化や地域の実態等を踏まえ、必要な場合は見直すものとしてします。

(4) バリアフリー新法の概要

1) 国におけるバリアフリー化の取組の経過

ハートビル法（平成6年～平成18年）

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」

平成6年に施行された法律で、不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化の促進を目的としたものです。

交通バリアフリー法（平成12年～平成18年）

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

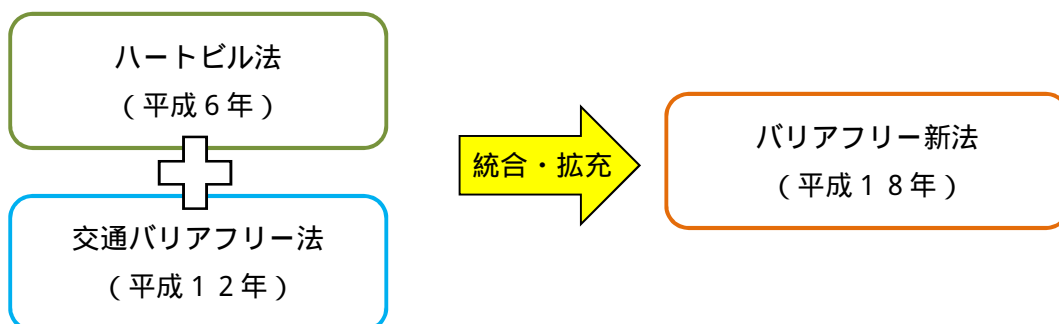
公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を目的として平成12年に施行された法律です。鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するものです。

バリアフリー新法（平成18年～）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

ハートビル法と交通バリアフリー法によりバリアフリー化を推進してきましたが、ハートビル法は建物の内部、交通バリアフリー法は旅客施設と目的地までの移動経路をそれぞれ対象としていたため、一体的なバリアフリー化の推進に課題がありました。

そこで、高齢者や障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む全ての障がい者）、妊婦等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上を促進し、バリアフリー施策の総合的な展開を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充させたバリアフリー新法が平成18年に施行されました。



2) 主な変更点

対象者の拡充

身体障がい者のみならず、知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、全ての障がい者を対象に追加

基本構想策定の際の当事者参加

協議会制度を法律に位置付け、住民等からの基本構想の作成提案制度が創設

対象施設の拡充

路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加
既存建築物についても基準適合努力義務を追加

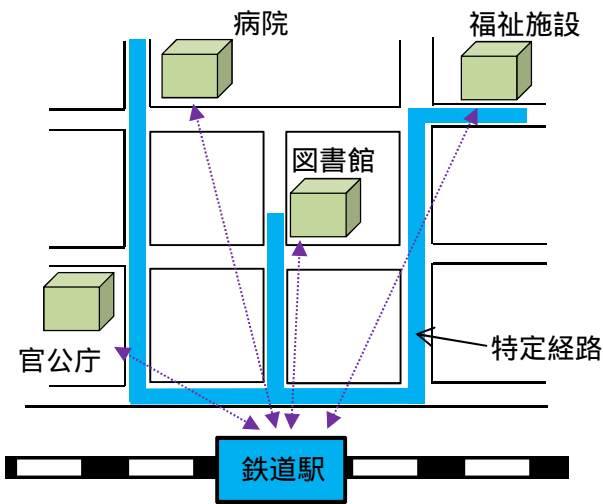
基本構想制度の拡充

バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域にまで拡充

ソフト対策の充実

「スパイラルアップ」の考え方を導入
「心のバリアフリー」を促進

ハートビル法 + 交通バリアフリー法



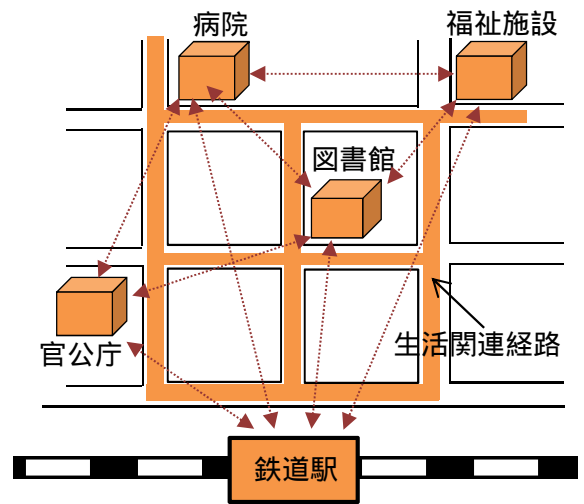
■ ハートビル法の対象（一定の建築物の新築等）

建築物の内部を整備

■ 交通バリアフリー法の対象

駅から目的施設までの経路（特定経路）を整備

バリアフリー新法



■ バリアフリー新法の対象

施設間の経路（生活関連経路）と建築物内部を整備

3) バリアフリー新法の概要

基本方針の策定

主務大臣は、バリアフリー化の促進に関する基本方針を策定

- ・バリアフリー化の意義及び目標
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び特定建築物の所有者（以下「施設設置管理者」といいます。）がバリアフリー化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針 等

バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置（基準適合義務）

新設等の際はバリアフリー化の基準に適合させる義務

既存の施設はバリアフリー化の基準に適合させる努力義務

<対象>

- ・旅客施設及び車両等
- ・一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・特別特定建築物
（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物）

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

基本構想の策定（市町村）

市町村は、高齢者、障がい者等が生活上利用する施設を含む地区について、バリアフリー化の方針・実施すべき事業等を定める「基本構想」を作成

事業の実施

施設設置管理者・公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結するバリアフリー化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

計画段階からの住民等の参加促進

基本構想策定時の協議会制度の法定化

住民等からの基本構想の作成提案制度の創設

関係者の責務

事業の実施状況を踏まえながら基本構想を評価・見直ししていく

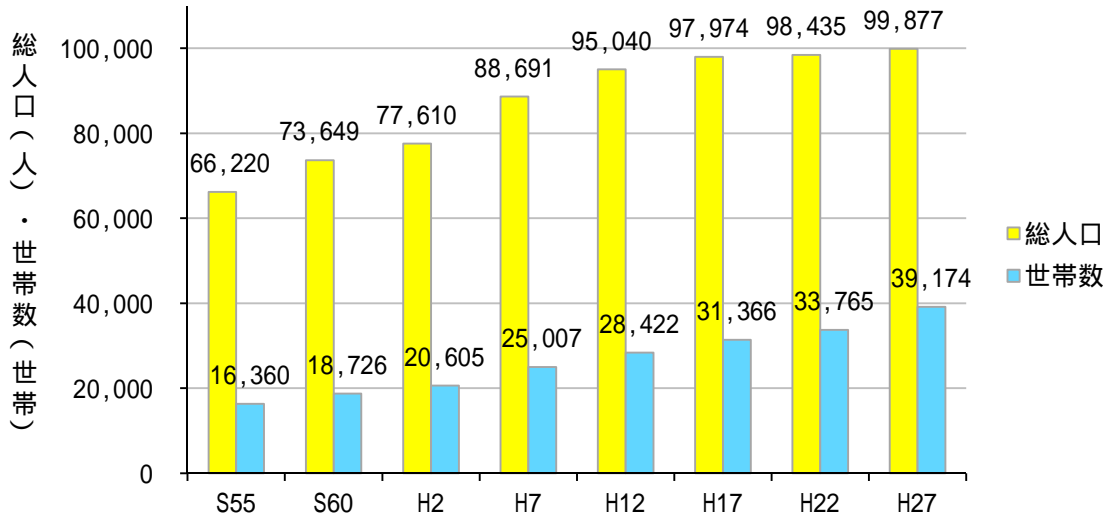
（スパイラルアップ）

バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める「心のバリアフリー」の促進

(5) バリアフリーに関する糸島市の現況

1) 人口及び世帯数の推移

国勢調査によると、本市の総人口は、近年横ばいの状況です。これに対し、世帯数は昭和55年から増加傾向にあります。

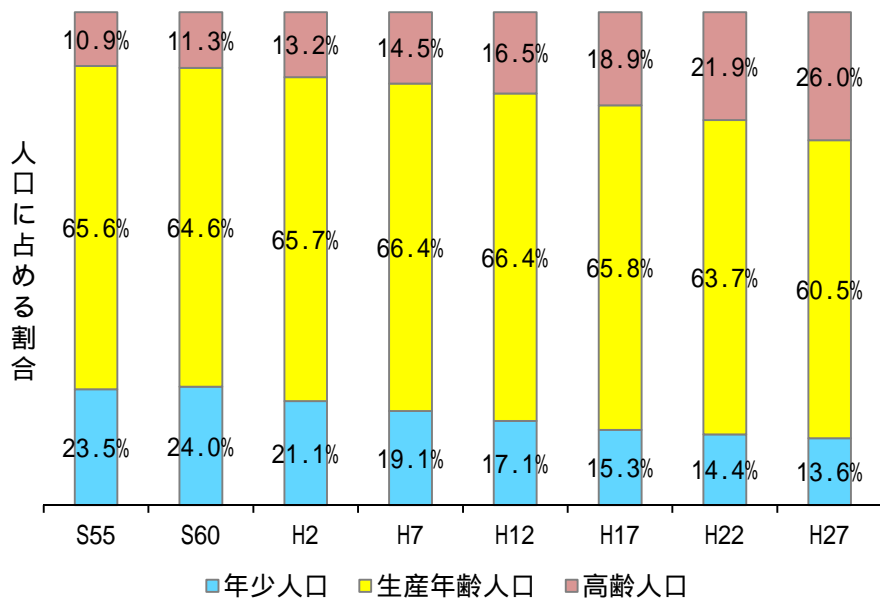


資料：S55～H22 国勢調査、H27 住民基本台帳（H27年3月31日）

2) 高齢化率の推移

市の人口における年少人口(0歳～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)が占める割合は低下傾向であるのに対し、高齢人口(65歳以上)が占める割合(高齢化率)は上昇傾向であり、少子高齢化が進んでいます。平成27年の高齢化率は25.9%です。

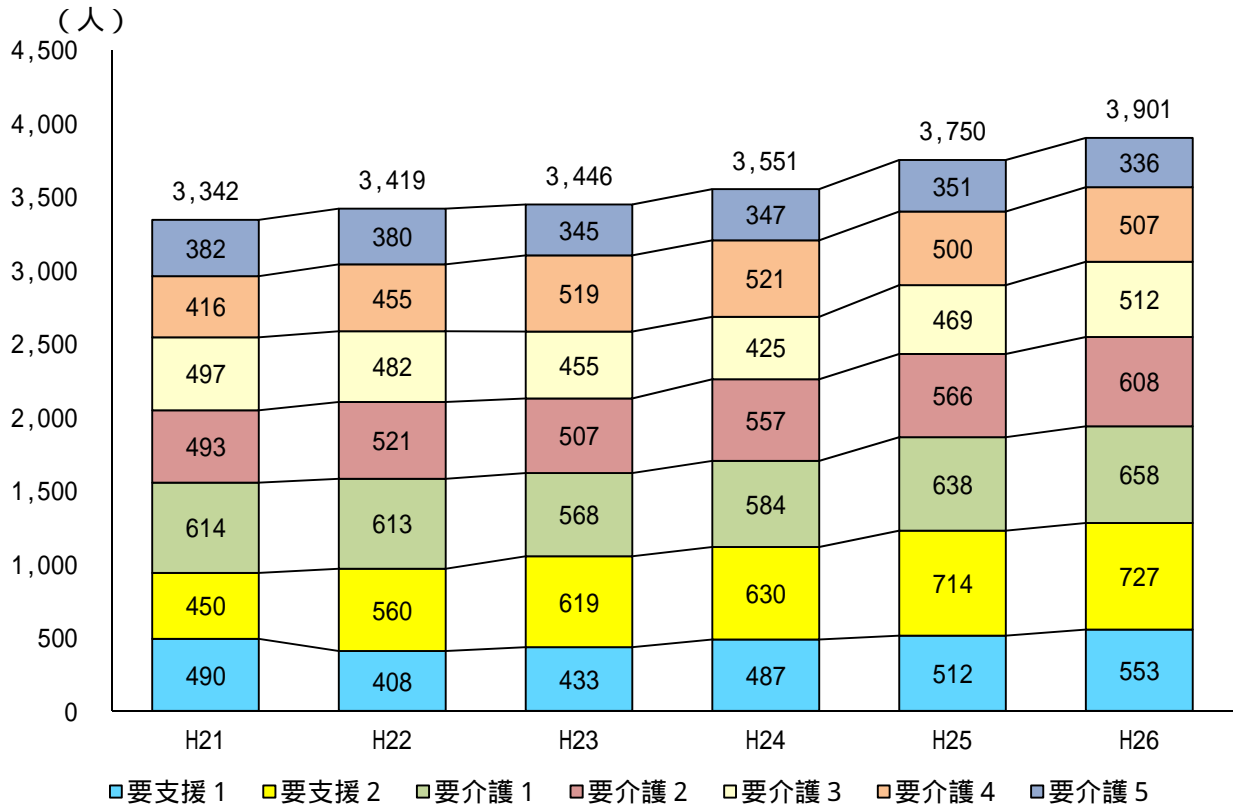
資料：S55～H22 国勢調査、H27 住民基本台帳（H27年3月31日）



端数調整の関係で合計が100%にならない場合がある

3) 要支援・要介護者の認定状況

要介護・要支援認定の高齢者は増加傾向にあり、平成21年から平成23年にかけては104人(3.1%)、平成24年から平成26年にかけては350人(9.9%)増加しています。第1号被保険者の増加(10.2%)に伴い、要介護認定者も大幅に増加しています。



出典：庁内資料

4) 障がい者数の状況

身体障がい者

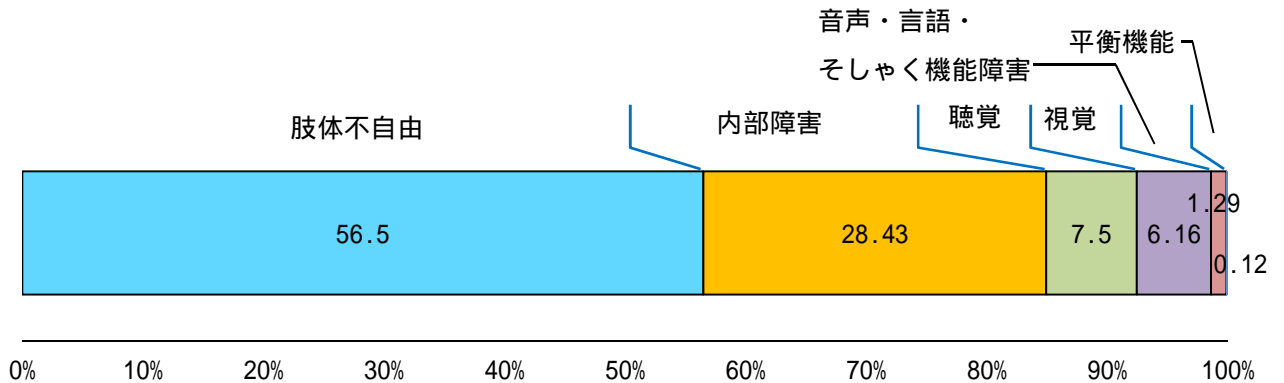
本市の身体障害者手帳所持者数は、4,266人となっています。

1級の所持者が多く、次いで4級、2級となっており、比較的重度の障がい者が多い状況です。障害種別では下肢障害が最も多く、次いで上肢障害、心臓機能障害となっています。

身体障害者手帳所持者数

主たる障害		障害等級						合計	構成比 (%)
		1級 重度	2級	3級	4級	5級	6級 軽度		
視覚障害		91	68	14	25	45	20	263	6.16
聴覚		33	84	39	49	0	115	320	7.50
平衡機能		0	1	2	0	2		5	0.12
音声・言語・そしゃく機能障害		12	6	21	16			55	1.29
肢体不自由	上肢	276	293	107	88	68	51	883	20.70
	下肢	89	118	247	565	205	138	1,362	31.93
	体幹	25	47	29	0	36	0	137	3.21
	上肢機能	5	11	3	0	1	0	20	0.47
	移動機能	3	3	0	1	0	1	8	0.19
	小計	398	472	386	654	310	190	2,410	56.5
内部障害	心臓機能障害	542	2	87	119			750	17.58
	じん臓機能障害	275	0	1	2			278	6.51
	呼吸器機能障害	10	0	22	18			50	1.17
	ぼうこう・直腸機能障害	0	1	13	110			124	2.91
	小腸機能障害	0	1	0	1			2	0.05
	免疫機能障害	1	2	1	0			4	0.09
	肝臓機能障害	3	1	0	1			5	0.12
小計	831	7	124	251			1,213	28.43	
合計		1,365	638	586	995	357	325	4,266	100
構成比 (%)		32.00	14.95	13.74	23.32	8.37	7.62	100	

出典：庁内資料 H27年3月31日



知的障がい者

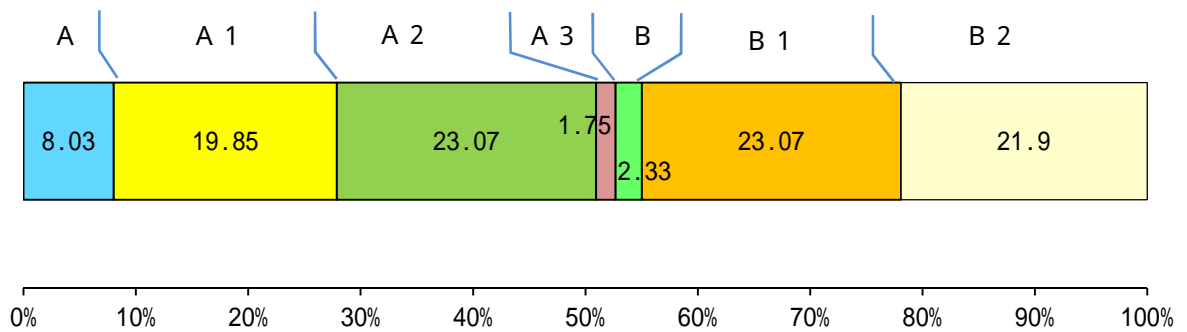
本市の療育手帳の所持者数は685人となっています。

療育手帳所持者数

		実数(人)	構成比(%)
A		55	8.03
A 1	最重度	136	19.85
A 2	重度	158	23.07
A 3	重度・合併	12	1.75
B		16	2.33
B 1	中度	158	23.07
B 2	軽度	150	21.90
計		685	100

出典：庁内資料 H27年3月31日

国の基準ではAまたはBの判定までですが、平成14年度から、県ではこの区分をさらにA1、A2、A3などと細分化して判定しています。このため、以前判定された人で再判定の必要のない人は、AまたはBの区分のままとなっています。



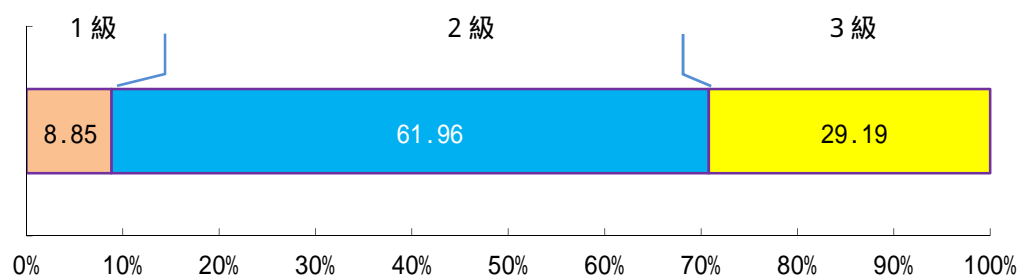
精神障がい者

精神障がい者とは、心の病による障害のために日常生活や社会生活に制限のある人のことで、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は418人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

		実数(人)	構成比(%)
1級	重度	37	8.85
2級	中度	259	61.96
3級	軽度	122	29.19
計		418	100

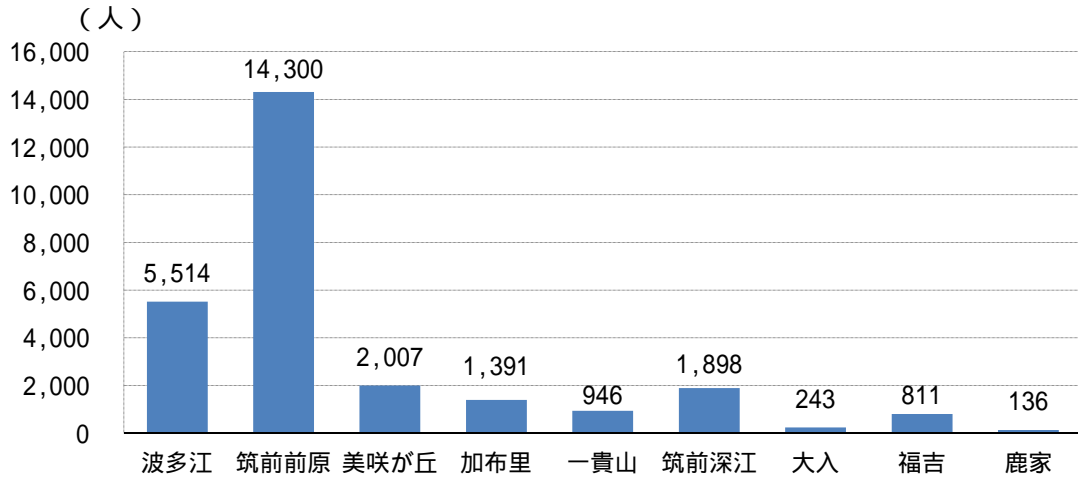
出典：庁内資料 H27年3月31日



5) 公共交通機関の状況

鉄道交通の状況

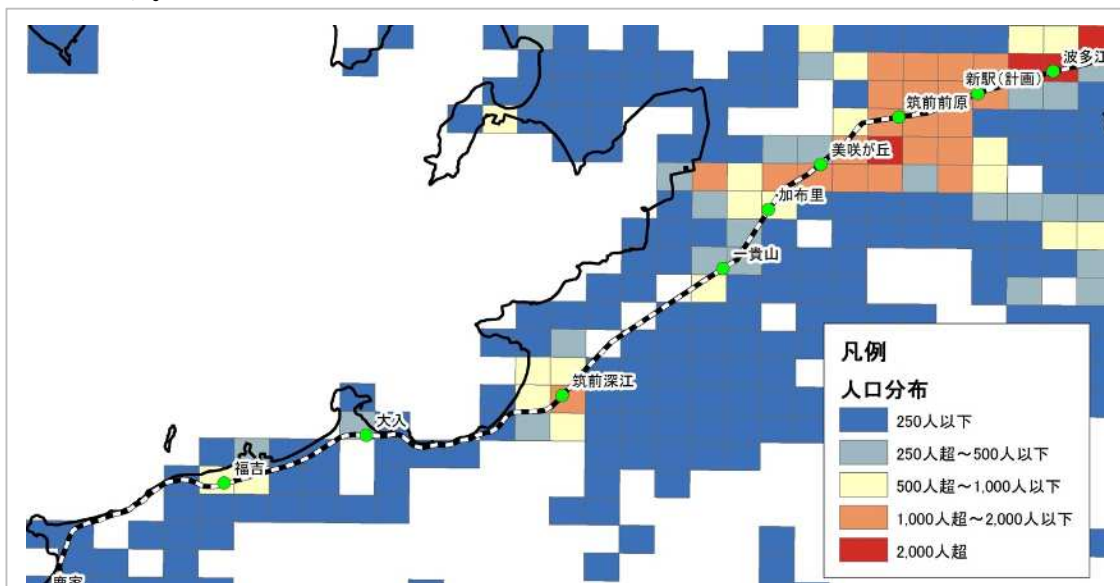
本市の東西方向にJR筑肥線が走っています。各駅の平成26年度の一日平均乗降客数は、筑前前原駅が他の駅に比べ一際多く、次いで波多江駅が5,000人を超えています。その他の駅は、多い駅で約2,000人、少ない駅は300人を満たない状況です。



資料：九州旅客鉄道株式会社

鉄道駅と人口分布の状況

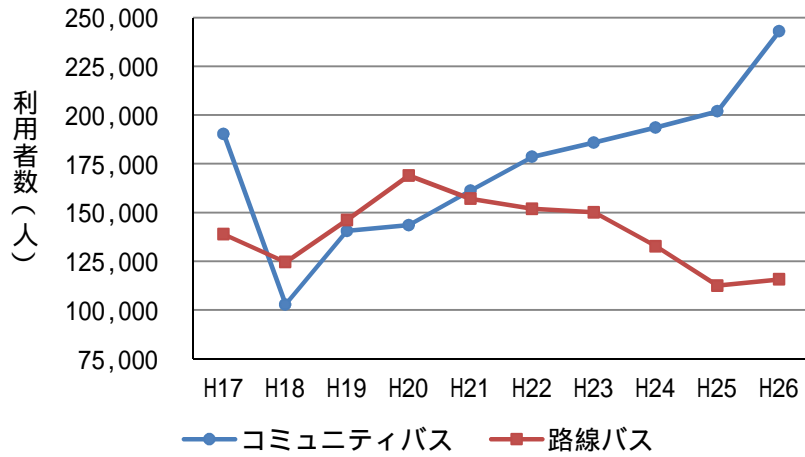
人口の集積は波多江駅から美咲が丘駅周辺で高く見られます。特に筑前前原駅周辺は人口集積の高い範囲が広く分布し、波多江駅周辺では、部分的に特に高い集積が見られます。筑前前原駅と波多江駅のほぼ中間に平成31年春開業を目指して新駅が計画されており、将来の利用者は1日あたり平均約5,000人と見込まれています。



資料：H22 国勢調査

バスの状況

糸島市のバスは路線バスとコミュニティバスがあります。コミュニティバスの利用者は平成18年以降増加傾向にありますが、路線バスは平成20年を境に減少傾向となっています。



出典：庁内資料

コミュニティバスのバリアフリー化



外観



ノンステップバス

第2章 バリアフリー化の基本方針

(1) 基本理念

すべての人にやさしい、移動等のネットワークづくり

安心して子供を産み育て、また、ノーマライゼーションの理念で障がい者や高齢者が安心して生活できるように環境を整備するとともに、バリアフリー化の重要性や障がい者等に対する理解を深め、支援する地域づくりが求められています。

この糸島市バリアフリー基本構想は、市民、事業者、行政等すべての人の協力によって、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用に係る利便性及び安全性の向上を目指し、「すべての人にやさしい、移動等のネットワークづくり」を基本理念とします。

(2) 基本方針

基本理念である「すべての人にやさしい、移動等のネットワークづくり」を実現するため、以下の3つを基本方針とします。

地域の実情に応じた交通結節点等の充実を図ります

高齢者や障がい者等が安全かつ円滑に移動でき、施設等を利用できるよう地域の交通事情や利用状況等を考慮しバリアフリーを推進します。

特に鉄道駅とその周辺の道路、駅前広場、信号機等については整合性をとりつつ、重点的かつ一体的にバリアフリーに配慮した連続性のある整備を促進します。

多様な関係者が協働で進める実効性の高い整備を目指します

移動しやすさを効果的に高めるため、高齢者や障がい者等の当事者を含めた市民、事業者等の積極的な参加・協力を得たうえで、関係事業者及び国・県・市が目標、役割等を明確にし、連携や調整を図りながら整備を進めます。

継続性のあるバリアフリーを推進します

障がい者も障がいのない人もそして高齢者から子どもまで、すべての人が理解し合い、困ったときには助け合う心が大切です。

歩行者の安全かつ円滑な通行や施設等の利用が確保されるよう、バリアフリーへの取組や実施状況等の広報に努め、情報の積極的な提供を図ることで、高齢者や障がい者等に対する理解を深めます。

また、市民や事業者等に対し、迷惑な駐車・駐輪等の路上障害物をなくし、手助け等積極的な協力を得られるよう啓発活動の充実を図ります。

駅のバリアフリー化の例（波多江駅 平成22年）



整備前



整備後

【整備内容】



オストメイト対応トイレ



エレベーター



視覚障がい者に対応した自動券売機



音声案内